

# 災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する法律

(議員立法)

〔公布：令和元年6月7日〕

〔施行：令和元年8月1日〕

## <背景・趣旨>

- 平成7年の阪神・淡路大震災の当時は被災者生活再建支援法（平成10年制定）がなく、他災害と比べ義援金配分も少なく、多くの被災者が、災害援護資金（災害時の融資制度）に頼って生活を再建することを余儀なくされた。

	全貸付	未償還（平成30年12月速報値）	未償還率
金額	1,326億円（うち国費884億円）	123億円（うち国費82億円）	9.3%
件数	57,448件	8,400件	14.6%

（参考）東日本大震災 521億円（29,551件）、熊本地震 13億円（728件）

→ 現在、**借受人の高齢化**に加え、自治体の債権管理コストが課題。

（神戸市：利子収入25億円 < 債権管理コスト43億円）

- ▶ 阪神・淡路大震災時には**被災者生活再建支援法**がなかったことを踏まえ、公平性に十分配慮しつつ、一定の低所得者等の免除を可能とする。
- ▶ 今回の債権管理の実態を教訓に、**急ぐべき現行貸付制度の不備**を是正する。

## <法案の概要>

- 被災者生活再建支援法制定以前の災害（阪神・淡路大震災）について、一定の所得・資産要件による免除
  - 所得要件：**総所得 - 公租公課 < 150万円**（生活保護扶助費を参照）  
\*64歳（神戸市の未償還平均年齢）の単身世帯の生活保護扶助額（平成26年度）は150万5050円
  - 資産要件：
    - 自らが居住している土地・建物**については、著しく高額なマンション等ではないと認められること
    - ①以外の実物資産**については、償還に充てができるものを保有していないと認められること
    - 資産としての預貯金は20万円以下**であること
- 本年4月以降は保証人の要否を市町村に委ねることを踏まえ、それ以前の災害について、**償還期限から10年経過後に、市町村が保証債権を放棄**できるようにする
- 償還金を支払うことが困難である場合は**支払猶予**が可能であることを明確化
- 破産**の場合は、20年の経過を待たず、死亡・重度障害と同様に**免除**
- 免除等**のため、市町村に資産・収入を**調査する権限**を付与する
- 市町村は、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、審議会等を設置するよう努める
- 国は、災害弔慰金、障害見舞金、援護資金の制度の周知を図る